

## 条例検討会に対する意見

### 意見 1

平成 26 年 10 月 7 日

新潟市「障がい福祉課」御中

#### 「共に生きる新潟市条例」に関する意見の提出

市民から多くの意見が寄せられていることを知り、私も意見を送付します。この意見はホームページに掲載していただきたいし、できれば条例検討会に配布していただきたいをお願いします。

私は極端に言えば、条例条文の細部はどうでもいいと思っています。しかし、条例が制定後に放置されないために、条例に基づき条例の効果や影響を検証し、さらに条例を推進するための「推進協議会」の設置を義務付ける条文を設けることを要望します。

市には検討会委員にも「取扱注意」として市民に非公開の意見がありますが、本人がネットに掲載を拒否したことは市民には知らせないと事務局は決めたようですが、こうした対応は条例を「密室で検討している」と指摘されても仕方ないと思います。市民に知られたくないような意見は無視してほしいと思います。公開しない意見は個人情報に関することに限るべきです。匿名であれば市民に公表しても何ら問題はないと思われず。

条例検討会は制定賛成者であることを前提に議論しているために、批判的な意見は発言しにくい雰囲気と推定しています。市民には条例に否定的な意見もあり、こうした心配もあることを承知して検討することは重要だと思います。

そこで千葉県条例の策定時にあった、反対又は批判的意見を送付します。反対意見の中には「偏見」だけでは片づけられない問題も含まれていると思います。こうした疑問が市民から上がらないように十分な検討と内容の条例を期待します。送付した文書は千葉県条例が検討された際に、県議会の開催中に県庁前に街頭配布されたチラシを書き写したものです。

「障害者千葉県条例」の検討中に県庁前で配布されたチラシ

私たちは障害者「特権」条例に反対です（表面）

条例ができるとどうなるでしょう

- ① 脳性まひの生徒も、普通高校に入学させなければなりません。本人のためになりますか。

- ② 重度の障害のために、自力では水も飲めない児童も普通学級に入ります。その子に水を飲ませるなどの面倒を、親でなく公立学校教師など公務員が付き添って行います。
- ③ 知的障害のため奇声を発し、或いは落ち着きなく動き回るなどする子供や大人が、店に入ってきてても、出て行ってもらってははいけません。そういうことは差別です。よだれが商品の上にたれても、商品が汚れないようにするのは店側の「合理的配慮義務」。
- ④ 朝の混雑する通勤時間帯に、車いすの人がきます。駅員が数人がかりで、他の客をどかして乗せてあげます。1分が貴重な朝ですが、少しの遅れは我慢しましょう。
- ⑤ 社員の採用で「障害者」が応募してきたら、大変です。その障害が「本質的部分」の遂行に支障がなければ雇わないと差別したと言われかねません。応募者が「広域専門指導員」に訴えたら調査されます。社名なんかすぎ広まるでしょう。会社の前に「差別企業〇〇糾弾」の幟が立ちます。その上、相手は県の支援であなたを訴えることもできます。
- ⑥ 教師なのに、視覚障害のため、教科書が読めなくても、試験の採点ができなくても、教壇に立たせなくてはいけません。それらは業務の「本質的な部分」ではないから、だそうです。「本質的部分」って恐ろしい言葉ではないでしょうか。
- ⑦ 差別の認定、調査する委員には、相手の人権配慮義務なし。ですから調査と称して居座って業務妨害も企業秘密盗取もできます。国籍条項もないですから、どんな人がやってくるかわかりません。あなたはもしや拉致問題で北朝鮮を批判しませんでしたか？
- ⑧ 「こんな生きにくい！」という「障害者」の話を無理やり聞かされます。そういう「お話し会」やビデオ・印刷物が私たちの税金でつくられます。授業時間が少なくて学力が下がる一方の学校で、勉強はそっちのけで、こんな話を・・・。

私たちは障害者「特権」条例に反対です。(裏面)

- ① 障害の程度の違いを無視して、ひと括りで扱うのは、障害者のことを考えていない証拠です。ちょっとした手助けがあれば、健常者と変わりなく生活可能な人から、ほぼ100%介添えがないと生活できない人までを、包括して扱うなんてムチャクチャです。これでは障害者の間に、対立や憎しみを生み出します。
- ② 既に人権擁護委員・身体障害者相談員・知的相談員がいるのに、さらに広域専門員を新設します。本当に障害者施策を担える人材が居るのでしょうか。その上、上記以外に「相談を受け、又は人権擁護も行う者」までが県行政の一翼を担う資格を得ています。これでは「障害のことやっています」と言えば誰でも障害者行政に潜り込めます。
- ③ しかも推進会議なるものをつくって、県の障害施策を、関係者だけで好き勝手に決めようとしています。
- ④ 加えて、差別されたと思ったら県の支援も受けて裁判ができます。
- ⑤ 右の委員の職務遂行にあたり、任免の透明性・公平性・職務遂行の慎重性・公平性な

ど、まとめて言えば職権の私物化を防ぎ、相手の人権への配慮を義務付ける明文規定はありません。関係者のやり放題を保障する条例です。

- ⑥ つまり特権障害者（声の大きな支援者のいる障害者）としての特権利得者—しばしば支援者と自称していますが、自分たちのためにつくる条例なのです。
- ⑦ ですから、障害者の権利擁護なしということです。障害者を自己の権利欲の道具にしているだけなのです。制定推進派こそ、障害者の人権を侵害しているのです。

#### 図書等における千葉県条例検討段階での企業からの批判意見例

「障害者もあまえるな」「差別しないでほしいなら、差別されないように努力を」「客からクレームがつくようでは使えない」「健常者も満足できる環境で仕事しているわけではない」など

#### 千葉県議会における主な批判

「障害児がだれでもふつう学級に入ってきたら、一般の生徒の授業支障が出るようになる」「一般社会と障害者の軋轢を強めるだけ」「障害者に特権を与えるような条例は認められない」など

私の感想：条例成立は差別者の公表や罰則の有無にありそうです。厳しい罰則を盛り込んでも差別は無くならないし減少は期待できるものの、障害者と市民に距離ができるので設けるべきではないと思います。

#### 意見 2

障がい福祉予算が 170 億円に及ぶ。この多額の予算により障がい福祉が行われていることを考えると、すでに“障がいのある人”を市民全体で支えているということ認識すべきである。

条例の内容が、スロープや障がい者優先駐車場の整備などを民間に義務化する場合、従来善意でなされてきた配慮が、機械的な対応となり、“共生”に必要な互いを理解しようとする姿勢が損なわれることを危惧する。

今回の資料にある「禁止」「怠ることは差別」などの文面を見ると、多くの障がいのない方々への逆差別を危惧する。

公の条例であれば、民間企業が障がいのある方の支援を行った場合に、表彰や助成を行う条例が望ましいと考える。